

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和
六年
七月二十九日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西
秀
記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

附則第三条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第一項第三号中「いずれかに該当する場合」の下に「（平成二十六年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（広野町、檜葉町の一部、川内村の一部、南相馬市の一部及び田村市）に該当する場合を除く。）」を加え、「平成二十六年まで」を「平成二十七年」に、「旧避難指示解除準備区域等（広野町、檜葉町の一部、川内村の一部、南相馬市の一部及び田村市）」を「旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）」に改め、同条第二項第二号本文中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「及び」を「、」に改め、「令和五年度相当分」の下に「及び令和六年度相当分」を加え、同項第三号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「及び」を「、」に改め、「令和五年度相当分」の下に「及び令和六年度相当分」を加え、同項第四号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「及び」を「、」に改め、「令和五年度相当分」の下に「及び令和六年度相当分」を加え、同条第三項中「令和五年四月一日」を「令和五年度」に、「令和五年十月一日」を「令和六年十月」に、「令和四年度及び令和五年四月一日」を「令和五年四月二日以降令和五年度」に、「葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部」を「飯舘村の一部及び富岡町の一部」に、「令和四年」を「令和五年」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改める。